

最近、マスメディアでも、「権利擁護」という言葉を見聞きすることが多くなりました。平成25年3月14日、成年後見人が付くと選挙権を失うと定められた当時の公職選挙法の規定は、違憲無効であるとの東京地裁の判決がありました。その翌日の北海道新聞朝刊の見出しには、「権利擁護、世界の潮流」と大きく掲げられました。

介護保険制度の中核となる地域包括支援センターの重要な業務の1つとして権利擁護事業があり、また近年、権利擁護センターを設置する自治体も増えてきています。このように、社会福祉領域を中心にさまざまなところで見かける「権利擁護」とは何でしょうか。それを知る手がかりは、わが国において、法と社会福祉が関わりを持つようになった経緯にあります。

害の救済としての「権利擁護」と、利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」との2つの意味があります。高齢者や障がい者への身体的虐待、年金の搾取などの人権侵害は古くからあり、これらの弱い立場の人々の人権を回復するために立ち上がったのが、人権を守るプロである法律家たちでした。

平成3年、東京都社会福祉協議会で有志の弁護士たちが始めたのが、権利擁護センター「すてっぶ」で、今まではあまり関わりがなかった福祉職と連携を取りながら支援の活動をし、この試みは各地に広がっていきまし。これが、権利侵害の救済としての「権利擁護」です。

一方、わが国は平成12年頃に社会福祉基礎構造改革という社会福祉の仕組みの大転換期を迎えました。その大きな柱として、福祉サ

ービスの提供方式が、行政が主導となる措置制度から福祉サービスの提供者と利用者との間の契約に基づくものとなりました。そうなる、判断能力の低下した認知症などの高齢者、知的障がい者などが、事業者と対等な立場で交渉し、契約をするための支援が必要となります。これが、利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」であり、その担い手として新たに期待されるようになったのは、利用者の「最善の利益」、すなわち、その人が本当は何を望み、どのような生活をしたいと願っているのかという利用者の「声なき声」を探ることができるソーシャルワーカーだったので。

このように「権利擁護」とは、いまや福祉を志す者にとって重要な理念であると同時に、業務に従事するにあたっての道しるべであり、「権利擁護」の担い手である

ことは、ソーシャルワーカーの専門職としての誇りでもあります。

本学でソーシャルワーカーを目指す学生たちは、「権利擁護」を実現するためのさまざまな法律制度、資源、支援方法について学びを深めています。成年後見制度の概要、成年後見人の職務の実際を知り、また、制度を高齢者、障がい者の虐待防止、地域の高齢者の消費者被害の防止に活用する方法を促進するための自治体の支援体制づくりなどを学ぶことで、将来の「権利擁護」の担い手としての力を蓄えています。



**大学図書館へようこそ！**

新しくなった大学図書館は、5月1日(月)から市民の皆さまへの利用を開始します。

- ◆入退館は2階の入口をご利用ください。  
(2階入口の自動ドアから入館し、ゲート前のプザーを押してください)
- ◆従来の貸し出しカードは、そのまま使用できます。
- ◆入退館ゲートの通過と自動貸出機が利用できるICチップ付き図書貸し出しカードの発行を希望する方は、大学事務局で発行します。(有料)

**大学図書館にはこんな本があります**

～～図書館員のおすすめ図書～～

- 『権利擁護が支援を変える』 たけはたひろし 竹端寛/著 現代書館
- 『エピソードで学ぶ成年後見人』 いけだえりこ 池田恵利子ほか/編 民事法研究会
- 『社会福祉と人権』(シリーズ・福祉を知る1) きはらかつのぶ 木原活信/著 ミネルヴァ書房

**◆問い合わせ**

- 名寄市立大学事務局 ☎01654②4194
- 名寄市立大学図書館 ☎01654②4199(内線4201)